

仕 様 書

1 件名

自動体外式除細動器（AED）一式供給契約

2 納入場所及び納入数量

別紙のとおり

3 納入期限

発注者が物件を正常に使用できる状態で令和3年6月10日までに納入すること。

4 規格（1セット当たり）

品名	規格	備考
自動体外式除細動器（AED）	非医療従事者用 構造：バッテリー方式（充電式は含まないものとする。） 通電波形：二相性波形 機能：音声誘導機能（日本語） ：自己点検報知機能（毎日） 除細動エネルギー：最大で150（ジュール）以下 機器寸法：高さ60×幅220×奥行180mm以内 本体重量：2.0kg以下（バッテリー装着時） 耐荷重：約500kg 使用環境条件：0℃～50℃における環境下での動作可能 防塵・防水性：IP規格55以上 保証期間：メーカー保証7年以上 附属品：電極パッド（合計2セット） ：小児用キー（1セット） ：バッテリー（1個） ：取扱説明書（日本語版1冊） ：液晶モニター付きキャリングケース（1個）	フィリップス ハートスタート FRx+e
救急セット	構成品：救急用はさみ（1個） ：使い捨て不織布（4枚） ：除毛テープ（4枚） ：感染防止用手袋（1双） ：人工呼吸用マスク等（1個）	

5 仕様、性能に関する留意事項

厚生労働省の医療機器（高度管理医療機器，特定保守管理医療機器）の承認を有し，次の性能・仕様以上であること。

- (1) 使用する電極パッドは，医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
- (2) 電極パッドは，待機状態から本体に接続状態であること。
- (3) バッテリー容量として，（本体装着時）40か月以上使用可能であるとともに，シ

ショック回数が200回以上のものであること。

- (4) AEDにCPR（心肺蘇生法）手順のコーチング機能が付いていること。その内容として、胸骨圧迫の速さを示すリズム音のみではなく、胸骨圧迫・人工呼吸の手順・回数まで音声で指示出来るものとする。
- (5) ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取消し（キャンセル）する機能があること。
- (6) 自己点検報知機能（セルフテスト）は、バッテリー残量や内部回路状態、パッドの乾燥状態及び音声誘導機能のためのスピーカー状態まで、機械が自動的に点検する機能を有していること。
- (7) 除細動適応と判断する指標は、振幅・心拍数・伝導性・安定性の4項目以上であること。
- (8) 未就学児に使用する場合は、小児用キーを使用し、エネルギー出力を低減できること。
- (9) 電極パッドは成人及び小児共用とすること。
- (10) 物理的要件として、1mの高さからコンクリート面にAEDを落下させた場合、縁、角及び面への耐衝撃性を持つこと。
- (11) AED専用のキャリングケースは、収納した状態で、AEDの一部でも露出しないこと。
- (12) 事故防止のため、電源がはいった状態でも成人及び小児の切替えが可能なこと。
- (13) ペースメーカー等の安全対策から、電波を使用した情報送信機能を持たないこと。
- (14) 搬送や設置に考慮し小型であること。
また、バッテリーを含み本体重量2.0kg以下(キャリングケースを除く。)であること。
- (15) 操作方法を表示する液晶モニターが付属していること。
- (16) メーカー保証期間を7年、耐用期間を8年とすること。

6 その他

- (1) 受注者は納品の際に、設置施設の職員に対し、納品したAEDの使用方法について説明すること。
- (2) 受注者は、365日24時間、通話可能なAEDコールセンターを所持しており、AEDの知識を有した専門員を配置していること。
- (3) 納入時に、従前使用していた自動体外式除細動器（AED）及び附属品を回収し、国や地域の法律に従って廃棄すること。
- (4) 納入の際には、AED使用方法及び救命手順が図示されたリーフレット（A4カラー版）を機器に付属させること。
- (5) 納入に当たっての運搬等必要経費については、全額を受託者の負担とする。
- (6) 納入日時、納入方法等については、あらかじめ発注者と調整を行い、詳細については、発注者の指示に従うこと。

また、納入に当たり発生した問題点等については、受託者と発注者との間で協議の上、対応する。

(7) その他，本仕様に疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議の上，その指示に従うこと。

以上

納入場所及び納入数量

納入場所等		納入数量
庁名	所在地	
さいたま地方法務局川口出張所	〒332-0032 川口市中青木2丁目19番5号 TEL 048-255-4844	1
さいたま地方法務局上尾出張所	〒362-0005 上尾市大字西門前753番地1 TEL 048-771-0239	1
さいたま地方法務局志木出張所	〒353-0004 志木市本町1丁目4番25号 TEL 048-476-1230	1
さいたま地方法務局草加出張所	〒340-0006 草加市八幡町735番地1 TEL 048-936-0354	1
さいたま地方法務局久喜支局	〒346-0005 久喜市本町4丁目5番28号 TEL 0480-21-0215	1